

## 京都スタジアム（仮称）基本設計業務に係る 公募型技術提案（プロポーザル） 手続開始について

次のとおり技術提案の提出を求めます。

平成26年9月3日

京都府知事 山田 啓二

### 1 技術提案に係る事項

#### (1) 業務の名称

京都スタジアム（仮称）基本設計業務（以下「本件業務」という。）

#### (2) 業務の内容

京都スタジアム（仮称）に係る基本設計

#### (3) 履行期限

平成27年 3月31日

（ただし、業務スケジュールの詳細は建築設計業務委託特記仕様書による。）

### 2 手続等

#### (1) 技術提案に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府文化環境部スポーツ振興課（京都府庁2号館1階）

電話番号 075-414-4284 ファクシミリ番号 075-414-4285

#### (2) 募集要領及び作成要領の交付期間等

次のとおり、「京都スタジアム（仮称）基本設計業務に係る公募型技術提案（プロポーザル）募集要領」（以下「募集要領」という。）及び「参加表明書及び技術提案書作成要領」を交付する。

ア 交付期間 平成26年9月3日（水）から平成26年9月17日（水）まで  
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 交付場所 (1)に同じ。

なお、京都府文化環境部スポーツ振興課ホームページからダウンロードすることができる。

ウ 交付方法 交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。

#### (3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 平成26年9月18日（木）午後5時まで

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送すること。

ただし、郵送する場合は書留郵便により、平成26年9月18日（木）までに必着のこと。

(4) 技術提案書の提出期限等

- ア 提出期限 平成26年10月14日(火)午後3時まで
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参すること。

3 技術提案に参加する者に必要な資格

募集要領2(1)から(10)による。

4 委託候補者の選定等

(1) 技術提案書の提出を求める者の選定

本件業務の技術提案に参加を希望する者の業務実績等の資料を添付した参加表明書をもとに、(3)の評価項目により、選考委員会において技術提案書の提出を求める者を5者程度選定する。

(2) (4)の評価項目により、選考委員会において、技術提案書を提出した者の中から、委託候補者及び次点候補者を特定する。

(3) 技術提案書の提出を求める者の選定に係る評価項目

- ア 事務所の実力  
業務実績の種別及び規模
- イ 担当チームの能力(技術職員の経験と能力)  
管理技術者及び主任技術者の資格・経験、管理技術者及び主任技術者の業務実績の種別及び規模並びに管理技術者及び意匠担当主任技術者の繁忙度

(4) 委託候補者の特定に係る評価項目

- ア 担当チームの対応(業務実施方針)  
企画意図の理解、実施手順の明確性、実施方針の妥当性(的確性、機能性、成果達成の期待度、実現度)、工程計画及び動員計画の妥当性、経費の見積価格
- イ 事務所の実力及び担当チームの能力(技術職員の経験と能力)  
(3)に同じ。

(5) 適切な提案がない場合等においては、委託候補者の特定は行わない。

(6) 委託候補者の特定において、同点の場合は、経費の見積価格が低い方を上位とする。

5 契約保証金

業務委託料の10分の1以上

ただし、京都府会計規則第159条第2項各号の規定に該当する場合は免除する。

6 委託候補者の特定の取消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、委託候補者の特定を取り消すことがある。

- (1) 3の資格がない者が技術提案書を提出した場合
- (2) 技術提案に関する要件に該当しない場合
- (3) 委託候補者の決定通知受領後7日以内に契約しない場合。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立てがなされた場合

- 7 参加報酬  
無報酬とする。
- 8 選定又は特定の取り止め  
参加表明者又は技術提案者が1者となった場合は、選定又は特定を取り止めるときがある。
- 9 辞退に係る取扱い  
技術提案書の提出者となる者が、技術提案書の提出を辞退する場合は、技術提案書の提出期限までに辞退できるものとする。  
この場合、具体的な理由を付した辞退届を提出しなければならない。（様式任意）
- 10 その他
  - (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
  - (2) 契約書作成の要否  
要する。
  - (3) 手続に係る質疑窓口  
2の(1)に同じ。
  - (4) その他手続きの詳細は、募集要領による。